

<学術論文>

法教育における「積み重ね」授業プロセスの理論

岡村ゆかり 安曇野市役所

関 良徳 信州大学教育学部社会科学教育講座

キーワード：法教育、年齢規定、「積み重ね」授業プロセス、法的能力・資質

1. はじめに

現在、わが国で進められている司法制度改革は「国民の視点」からの改革を基本理念としており、2001年の「司法制度改革審議会意見書」では、「国民の期待に応える司法制度の構築」、「司法制度を支える法曹の在り方の改革」、そして「国民的基盤の確立」が改革の三本柱として掲げられている。このうち「国民的基盤の確立」については、その条件整備として「学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる」（司法制度改革審議会 2001, 112頁）との意見が示され、2003年には、法務省に法教育研究会が組織された。同研究会は、わが国の法及び司法に関する教育について調査・研究を行い、その成果と法教育の内容を具体化した4つの教材例（ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法）とを取りまとめた「報告書」を発表した。この報告書では、法教育を「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」（法教育研究会 2004, 2頁）と定義し、その特徴を「思考型」あるいは「社会参加型」の教育という言葉で表現している。

わが国で法教育の必要性が強く主張されるようになった背景としては、近年の急激な社会変化を挙げることができる。1990年代以降の一連の行政改革や規制緩和により、国民の自由な活動範囲は拡大したが、その一方で、日常生活では様々な紛争やトラブルが生じ、これまで以上に、法にもとづく公正・透明・迅速な紛争解決が求められるようになった。また国民の司法参加を促すため、2009年5月には裁判員制度もスタートしている。こうした状況を背景に、2008年に改訂された学習指導要領では、法やきまり、ルールの学習を重視する傾向が見られ、わが国においても法教育への関心と期待の高まりがうかがわれる。

しかし他方で、わが国における法教育の歴史は浅く、法教育に対する認知度の低さは言うに及ばず、その理論や実践においても多くの課題や困難を抱えている。そもそも、法教育という概念自体がアメリカのLaw-Related Education (LRE) に由来するものであり、法教育研究会もアメリカの法教育の影響を強く受けている。それゆえ、わが国の法教育は、優れたお手本を参考にして、より優れたものをつくることのできるという意味で恵まれた状況にあるといわれるが、その一方で、アメリカ型の法教育をそのままの形で導入すれば、必然的に、わが国の教育システム（カリキュラムや教員の資質等）との間に不整合が生じ、

社会の要請に反して、教育現場への法教育の普及・推進が滞る危険性すら指摘することができる。そこで本稿では、わが国における法教育の現状と課題について分析し、法教育の普及・推進に不可欠な理論的基軸を「積み重ね」授業プロセスの理論として提示する。

2. 法教育の現状と課題

2.1 法教育の現状 — 教科書及び学習指導要領の分析

法教育の現状を明らかにするため、ここでは、法教育研究会の教材例（ルールづくり、私法と消費者保護、憲法の意義、司法）を参考に4つの学習領域を設定し、それぞれの領域について、長野県の小・中学校で現在使用されている主な教科書^①及び2008年改訂の新学習指導要領（文部科学省2008a, 文部科学省2008b）を対象に分析を行う。

(1) ルールづくり（ルールを学ぶ学習領域）

この学習領域では、法教育で養うべき基本的な資質、すなわち「法は共生のための相互尊重のルールである」という法についての基本的な認識を身に付けさせる。小学校では生活科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等でこの学習領域を扱うことができる。生活科では、遊びのルールを守ることや、施設や公共の場所のルールやマナーを守ることなどが学習内容に含まれており、法教育で習得すべき資質や能力の基礎を学ぶことになる。また「公共物や公共施設はみんなのものであること」という学習指導要領（生活科）の記述が「公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあること」という記述に変更されたことから、「実際に利用する中で、物や施設、人とかわりながら、利用の仕方等について考えさせることを重視」（文部科学省2008c, 34頁）する法教育的な思考型の学習展開が要請されていることが分かる。道徳では、第1学年から第4学年で、善悪の区別、公共物についての意識、約束や決まりを守ることなどが扱われ、第5学年及び第6学年では、自由のなかでの規律、自分と異なる意見や立場を尊重すること、法やきまりを守りながら自他の権利や義務を捉えること、差別や偏見を持たずに正義の実現に努めることなどが扱われる。道徳資料集の構成は、発達段階に応じてイラストだけのものから文章で書かれたものへと発展している。特別活動では、新たに学級活動の内容として「学級や学校における生活上の諸問題の解決」が学習指導要領に記載されたが、これについて学習指導要領解説では「学級活動や児童会活動などにおいては、諸問題についてみんなで話し合っって民主的に解決したり、きまりの必要性を理解させたり、きまりをつくったり、守ったりすることの意義を考えさせたりする場面が多くあり、法教育としての役割も有している」（文部科学省2008d, 31頁）との説明が付されている。また、小・中学校社会科教

① 分析の対象とした教科書及び資料集は、小学校社会科については、東京書籍『新編 新しい社会』及び光村図書『社会』の2種類、生活科については、信濃教育会出版部『せいかつ上 あおぞら』及び『せいかつ下 そよかぜ』、道徳については、信濃教育会出版部『わたしたちの道』（1～6）である。また、中学校社会科（公民的分野）については、東京書籍『新編 新しい社会 公民』及び帝国書院『社会科 中学生の公民 地球市民をめざして 初訂版』の2種類、中学校技術・家庭（家庭分野）については、東京書籍『新しい技術・家庭 家庭分野』及び開隆堂『技術・家庭 家庭分野』の2種類を対象とした。

科書でも家庭、地域社会、産業社会、国家、国際社会でのルールについて学ぶための教材が準備されており、中学校学習指導要領でも「社会生活における物事の決定の仕方、さまりの意義について考えさせる」（文部科学省2008b, 第2章第2節第2 [公民的分野] 2 (1)）との記述が追加されている。

(2) 私法と消費者保護（個人間のトラブルを解決する法を学ぶ学習領域）

この学習領域では、消費生活などの身近な問題を題材に、契約自由の原則や私的自治の原則など、個人間の紛争を解決するための私法の基本的な考え方を理解させる。また契約自由の原則や私的自治の原則の例外として、消費者保護の観点から、法が経済活動に深くかかわっていることを認識させる。小学校社会科の教科書では、生産・販売に関する記述があり、「販売」を扱う際には「消費者としての工夫」（文部科学省1998, 第2章第2節第2 [第3学年及び第4学年] 3 (1)）について触れることとされている。しかし、契約や消費者保護についての具体的な記述が見られるのは、中学校の社会科公民や技術・家庭（家庭分野）の教科書である。社会科公民の教科書では、消費者運動の拡大と共にPL法や消費者契約法が制定され、消費者保護の流れが確立したという時代認識とともに、消費者の自己責任等のトピックもとり上げられている⁽²⁾。また企業の経済活動についても、憲法で保障された「経済活動の自由」と「企業の社会的責任」とを結び付けて学べるよう工夫されている。技術・家庭（家庭分野）の教科書では、消費者契約法やクーリングオフ制度について社会科公民よりも詳細に扱われており、消費者保護に重点が置かれていることが分かる。

(3) 憲法の意義（個人と国家との関係を法で捉える学習領域）

この学習領域では、個人と国家との関係に法がどのようにかかわっているのかを学ぶ。つまり、憲法の基本的な考え方を学び、個人の尊厳が保障されていること、人々の尊厳が侵害されるのを防ぐために国家が必要な限度で様々な規制を行っていることを学習する。憲法学習は第6学年の社会科から始まり、日本の歴史を学習するなかで戦後の改革の一つとして日本国憲法の基本原理を学び、それを踏まえて憲法にもとづいた政治について学ぶという構成になっている。東京書籍の教科書（小学校社会）では「市の政治から」憲法の三大原理を調べるというテーマが設定され、児童が憲法をより身近に感じるための工夫がなされている。中学校段階におけるこの領域の学習内容は、憲法の三大原理の学習、基本的人権の学習、国民主権にもとづく国や地方自治体の民主政治に関する学習の3つに分類できる。各教科書で、自由権、社会権、法の下での平等などについて詳細な説明がなされる一方で、遺伝子診断、HIV患者への差別、嫌煙権等の現代的なトピックも立てられている。民主政治の学習では、憲法にもとづく国や地方の政治の仕組み、選挙制度、マスメディアと世論についても学ぶことになる。しかし他方で、学習指導要領解説では「単に法が規定している内容や政治制度についての理解で終わることなく、なぜそのような規定があるのか、その規定を設けた基本的な考え方や意義を考えさせたり、なぜ現在このような制度が

⁽²⁾ 文部科学省2008e, 106頁では、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」との記述があり、消費者の自立を促す法教育の重要性を示唆するものと考えられる。

設けられているのか、その制度を成り立たせている基本的な考え方や意義を理解させたりすることが大切である」(文部科学省 2008e, 108 頁)との記述がなされ、法や制度の存在理由にまで及ぶ深い理解が求められている。

(4) 司法 (法による紛争解決を学ぶ学習領域)

この学習領域では、司法によって法秩序の維持や形成が図られていることを認識させ、実際のルールや法に則って公正に判断できる資質・能力を育成する。現在使用されている小学校の教科書では、第6学年の社会科で「司法」に関する記述が見られ、裁判所の役割や裁判官の独立について説明がなされている。中学校社会科公民の教科書では、小学校での記述に加え、民事裁判と刑事裁判の手続や仕組みの違い、推定無罪の原則、さらに死刑制度や冤罪事件、訴訟費用や訴訟期間等、わが国の裁判制度が抱える問題についても触れている。また、司法制度改革については法科大学院の創設や裁判員制度の開始についても本文で言及されており、裁判官が学校で出張講義を行っている写真や模擬裁判を体験する中学生の資料などが掲載されている^③。

2.2 法教育の課題

教科書及び新学習指導要領に関する前節での分析によれば、各教科書には法教育として取り扱うことのできる単元が豊富に含まれており、さらに、新学習指導要領でも法教育が重視され、法に関する学習の内容が手厚く扱われていることが分かる。しかしそれと同時に、法教育を授業として展開する際の課題もまた明らかにされた。ここで浮かび上がってきたのは、法教育における授業プロセスの一貫性という課題である。どの教科書についても学年ごとの構成は明快であり、学習の流れもスムーズに進行するよう整えられているが、他方で、学年や学校を超えたつながりについては十分に意識されていないのが現状である。新学習指導要領でも各教科の学年を追った学習展開や、前学年での学習を踏まえた指導・活動が重視される傾向にあるが、実際の教育現場では、学年や教科ごとに教師が交代してしまうため、一貫性のある法教育の授業プロセスを展開することは困難である。

例えば、中学校段階で法教育を学習する教科としては、社会科公民的分野が中心となるが、社会科の基本的な構造は学習指導要領でも示されている通り、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するというものである。そのため、主に公民的分野を学習する時期は第3学年であり、教科書通りの授業を行った場合、教師の指導上の工夫・努力がなければ、それまでの二年間が法教育にとってのいわば「ブランク期間」となってしまう。実際、法教育という観点から教科書を見た場合、学年や教科を問わず、法教育として扱うことのできるテーマは数多く見られるが、それにもかかわらず、一般に、教師は法教育の授業を敬遠し、ブランク期間を埋めようとはしない。しかし例えば、算数の授業で覚えたかけ算や国語の授業で習った漢字を一生忘れないのは、授業やテストが終わった後も、継続してかけ算や漢字を使った学習を行っているからである。こうした継続

^③ 文部科学省 2008 a, 第2章第2節第2 [第6学年] 3 (2) では、第6学年で「国民の司法参加」についても取り扱うこととするという文言が新たに加えられている。

的な反復・応用による一貫した授業プロセスを法教育にも導入することができれば、児童・生徒の法的な見方や考え方を持続的に発展させることができるはずである。

またアメリカの法教育では、幼稚園や小学校低学年の段階から継続的かつ反復的に、法的な考え方や資質を身に付けさせるための授業を行うことで、比較的早期に「生徒として」だけでなく、「市民として」の自覚も持てるようになる（磯山恭子 2000, 133-144 頁）。さらに学習レベルも、ルールや法の意義の理解から実践的・体験的活動へと徐々にアップさせている。こうした学習プロセスの一貫性や発達段階への対応は、社会科など一過性に陥りやすい教科や科目の課題であり、他国の実践例等を参考に改善を図る必要がある。

わが国の学校現場で教師たちが法教育に対して積極的な意欲や関心を持っていない理由も、ここにある。教科書には法教育のテーマが溢れているにもかかわらず、これらを活用して教師たちが法教育のブランク期間を埋めようとならないのは、法教育実践の基軸となる一貫した授業プロセスが示されていないためである。もちろん、法教育が教育現場に普及しておらず、現場の教師たちも新たな要素を授業に盛り込むだけの余裕を持ち合わせていないということは確かだが、そうした理由は、教師たちが法教育の授業を躊躇せずに行うための有効な研究がまだまだ不十分にしかなされていないという事実と表裏一体の関係にある。法教育の授業目的は何か、学習者にはどのような資質や能力を身に付けさせる必要があるのか、そしてそうした資質や能力をどのように身に付けさせるのか、といった課題を解決しなければ、いくら学習材が豊富であっても、教師にとっては従来通りの授業の方が扱いやすいということになる。したがって、教師が法教育のブランク期間を埋めるためには、学習材の開発のみならず、法教育の授業目的や求められる資質・能力を明らかにしたうえで、一貫した授業プロセスを理論的かつ体系的に提示する必要がある^④。

3. 主要法令の年齢規定と児童・生徒に求められる法的能力・資質

3.1 主要法令の年齢規定

法教育を通じて児童・生徒が身に付けるべき能力や資質は、その発達段階に応じたものでなければならない。そこで本稿が参照するのは、わが国における主な法令の年齢規定に関する条項である（表1）。わが国の法律では、子どもの発達段階と各年齢における能力や資質等を考慮して適齢を定めているものが多数あるが、これらの法律では適齢に達すると自動的に法律上の権利や責任が生じることになっている。このような法律上の年齢規定は社会生活の様々な領域にわたって数百あると言われているが、それぞれの法律が当該年齢に達するまでに当該行為を行うに相応しい法的能力や資質を備えることを前提としている。そこで本節では、2009年現在におけるわが国の主な法律の年齢規定に着目し、児童・生徒の年齢と法律上求められる能力・資質との関係について検討を行う。

^④ わが国の法教育には他にも多くの課題が山積している。特に、授業を実施する教師の意欲や関心を引き出すための工夫として、弁護士等の法律専門家を「リソース・パーソン (resource person)」と位置付け、教師との積極的な連携を推進するアメリカの取り組みは有効である。Robert L. Hanson 2001/2002, pp.61-64などを参照。

(1) 基本的人権及び私権の享有

憲法は 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」と規定しており、成年・未成年にかかわらず基本的人権はすべての国民に保障される。また、民法 3 条①では「私権の享有は、出生に始まる」とあり、0 歳から民法上の権利能力を有することを明確にしている。

(2) 私法上の行為能力

行為能力とは、契約などの法律行為を独立して行う能力であり、民法では 20 歳以上の成年に対して認められている。未成年者の法律行為については、5 条①で「未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない」と規定されており、同意のない法律行為については、本人又は法定代理人によって取り消すことができる（5 条②）^⑤。但し、未成年者であっても義務を伴わないような法律行為を行うことは可能である（5 条①）。

(3) 婚姻及び遺言

民法（家族法）に関する年齢規定では婚姻及び遺言が重要である。婚姻については、731 条で「男は、18 歳に、女は、16 歳にならなければ婚姻をすることができない」との規定があるが、737 条①では「未成年の子が婚姻するには、父母の同意を得なければならない」と定められている。したがって、未成年者であっても適齢を過ぎれば婚姻は可能であるが、父母の同意という条件が付き、単独で婚姻することはできない^⑥。遺言については、961 条で「15 歳に達した者は、遺言をすることができる」との規定があり、15 歳以上であれば、自らの財産や身体について死後どのように処分するのかを単独で決定し、その決定に法的効力を与えることが可能となる^⑦。

(表 1) 各年齢と主な法的能力・資質との関係

年齢	法律上の能力・資質	根拠となる条項
0 歳	基本的人権の享有	憲法 11 条
	私権の享有	民法 3 条①
12 歳	初等少年院収容年齢	少年院法 2 条
14 歳	刑事責任能力	刑法 41 条
15 歳	遺言能力	民法 961 条
	労働最低年齢	労働基準法 56 条①
16 歳	婚姻適齢 (女子)	民法 731 条
	普通二輪・小型特殊・原付免許取得可能年齢	道路交通法 88 条①
18 歳	婚姻適齢 (男子)	民法 731 条
	死刑適用年齢	少年法 51 条①
	憲法改正の国民投票権	憲法の改正手続に関する法律 3 条
20 歳	成年年齢 (行為能力)	民法 4 条
	選挙権	憲法 15 条③ 公職選挙法 9 条① 地方自治法 18 条
	裁判員資格	裁判員法 13 条

⑤ 但し、取引の相手方保護の観点から、未成年者が成年者であると偽って法律行為を行った場合にはそれを取り消すことができない（民法 21 条）。

⑥ 未成年者が婚姻した場合には、「婚姻による成年擬制」という効果が生じ（民法 753 条）、成年者と同様に法律行為を行うことが可能となる。これにより、未成年者は成年同様の権利を得るが、同時に責任も負うことになる。

⑦ 厚生労働省が臓器移植法の運用指針（ガイドライン）において、臓器提供の意思を生前に表明することが可能な年齢を 15 歳以上としていた理由も、この遺言能力に関する年齢規定にもとづくものであった。

(4) 刑事責任能力及び刑法上の処遇

刑法41条では、「14歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定されており、14歳以上の者に刑事責任能力が認められることを明記している。しかし14歳以上であっても、未成年者に対しては少年法が適用され、更生のための教育が実施される。また、少年法51条①では「罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科する」とあり、死刑の適用が可能な年齢は18歳以上と定められている。これも、少年法が子どもの可塑性を根拠とする更生教育を重視しているためである。なお、14歳未満の者について刑罰が科されることはないが、少年院法の規定では、おおむね12歳から初等少年院に収容され、更生のための教育を受けさせることになっている。

(5) 労働

労働については、憲法27条①で「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」と規定され、同条③では、児童の酷使が禁止されている。これにもとづき、労働基準法56条①では労働最低年齢を15歳と規定している。また、未成年者の労働契約については、同法58条①で、未成年者本人が労働契約を締結するよう定めている。

(6) 選挙権

選挙資格年齢については、憲法15条③、公職選挙法9条①、地方自治法18条等で規定されており、国会議員、地方公共団体の議員及び長について、20歳以上の成年に選挙権が付与される^⑧。また、裁判員法13条では「裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする」とあり、同様に20歳以上の者でなければ裁判員には選ばれない。なお、憲法の改正手続に関する法律では「日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票権を有する」(第3条)と定められており、18歳以上の者に国民投票権が与えられる。

3.2 各年齢規定で求められる法的能力・資質

前節では各法律における年齢規定について論じたが、ここではさらに、その年齢規定が当該年齢の児童・生徒に対して求めている法的能力・資質について明らかにする。但し、0歳以上の者に保障されている基本的人権や私権の享有については、その権利主体となるための能力や資質を問われることはない。これは、その権利を保持することに伴う義務が発生せず、他人との関係においても最大限に尊重されるべきものと考えられるからである。そこで以下では、12歳以上の年齢規定について各領域で求められる能力・資質を解明する。

(1) 12歳(小学校6年生程度)から14歳(中学校2年生程度)

少年院法2条には、おおむね12歳以上16歳未満の者を初等少年院に収容するとの規定がある。少年院とは、家庭裁判所から保護処分として送致された少年や16歳未満で懲役等の刑を科された少年を収容し、矯正教育を受けさせる施設である。未成年者の刑事事件については少年法が適用され、刑罰というかたちで責任を取らせるのではなく、矯正教育

^⑧ 被選挙権については、公職選挙法10条で、衆議院議員・都道府県議会議員・市町村議会議員・市町村議会の長については25歳以上の者、参議院議員・都道府県知事については30歳以上の者とそれぞれ規定されている。

を受けさせることで更生を図ることとなっている。これは、未成年者がいまだ発達段階にあり、保護すべき対象であるとの考え方にもとづくものである。もちろん、少年は自ら犯した罪に対する社会的責任を免れるわけではない。そこで、少年犯罪に巻き込まれたり、加害者になることがないように、12歳までには善悪の判断や犯罪に対する意識、被害者の心情などを考えたり理解できるようにしておかなくてはならない。また、罪を犯した場合に自分自身や家族、地域共同体などにどのような影響があるのか、といった問題についてもじっくり考えさせる機会が必要である。

14歳以上の者には、刑事責任能力が認められ、刑罰を科することが可能となる。未成年者の犯罪には少年法が適用されるが、凶悪な犯罪については検察官送致（逆送）の可能性もあり、この場合には、少年でも通常の裁判を受けることになる。当然ながら、被害者にとっては、加害者が成年者であるか未成年者であるかということは、その被害感情を左右するものではなく、犯罪者はその年齢を問わず、罪を償うよう強く求められる。また刑事裁判では、被害者の権利や立場を従来以上に重視した制度が導入されており、少年事件の被告人に対する一層の厳罰化が進むとの見方もある。したがって14歳までには、自らが犯した罪に対しては重い責任（刑罰）が科されるということを理解したうえで、自己の行動を制御する能力・資質を養わなければならない。

(2) 15歳（中学3年生程度）から18歳（高校3年生程度）

現在の民法では、遺言は15歳、婚姻については女性が16歳、男性が18歳でそれぞれ認められる。遺言については、死後の自らの財産や身体の処分を決定し、その決定を自分自身で遺言として法的に有効なものとするができる。ここでは、自らの財産についての理解とともに、憲法上の財産権についての理解も必要となる。また、自分自身の身体には臓器なども含まれ、臓器提供カード等による死後の臓器に関する意思表示をすることもできるため、臓器提供についてもある程度の理解が必要となる。これらの理解を前提に、自らの財産や身体を第三者に譲渡するためのルールを自ら作成する能力を身に付けなければならない。婚姻については、家族を持つということの意味や、婚姻に伴う責任や義務についてもしっかりと理解しなければならない。未成年者の婚姻では、父母の同意が必要とされているが、婚姻後の責任については基本的に本人が負うことになる。

労働については、15歳が労働最低年齢とされており、15歳以上の者については自らの意思で労働契約を結ぶことができる。ここでは、契約交渉や契約の履行、不履行の場合の責任など、契約についてのルールを十分に理解する能力が求められる。また、雇用条件や仕事の内容などについて理解する能力も必要となる。

また、16歳からは道路交通法で、各種運転免許の取得が認められている。いずれの免許取得についても、交通ルールや交通法規の熟知、運転の技量が必要となるが、それと同時に、運転する際の注意義務や事故などが発生した場合の責任等についても理解していなければならない。特に近年では、危険運転致死傷（刑法208条の2）や自動車運転過失致死傷（刑法211条）等の犯罪が新設されるなど、交通事犯への社会的な厳罰化の要請がある

ことから、運転の際の行動規範については高いレベルの能力・資質が求められる。

さらに、18歳では刑罰としての死刑が適用される。犯罪によっては、未成年者であっても自らの命をもって償わなければならない場合があることを理解する必要がある。同じく18歳になると、憲法改正の国民投票を行う権利が付与される。憲法の改正について適切な判断を行うためには、現在の憲法が成立するに至った経緯、その基本的な理念、各条文の意義と問題点などについて理解していなければならない。

(3) 20歳（成年）以上

20歳以上では、ほとんどの権利が認められることになり、それに伴う義務も課される。民法上の行為能力も認められ、契約を自由に結ぶことができるようになる。しかし当然、契約に関する責任も発生するため、契約自由の原則や私的自治の原則などを踏まえた自己責任の考え方についても十分な理解を持たなければならない。さらに契約を解除する際の手続きや方法についても熟知しておく必要がある。

各種の投票権についても、憲法改正の国民投票を除けば、20歳以上の者に付与される。これらは、自らの意思を政治に反映するための大切な手段であり、権利として与えられる以上、行使されるべきものである。したがって、自らの意思を形成するための政治的知識や選挙制度等についても十分に理解を深めておかななければならない。また、選挙権を付与されたということは裁判員になる資格を認められたということでもある。裁判員になったことを想定して、日頃から司法に関心を持つとともに、司法制度を理解したうえで、公正・公平に人を裁く能力を備えなければならない。さらに25歳以上では、被選挙権が付与されることになる。これについては誰もが必要となるわけではないが、立法過程への十分な理解や民意を反映した政策を立案する能力などが求められる。

4. 法教育における「積み重ね」授業プロセスの理論

前節では、各法律における年齢規定及び、各法律で規定された年齢において求められる法的能力・資質について論じた。これを受けて本節では、そうした能力・資質を身に付けさせるための法教育の授業プロセスについて検討する。各法律で求められる能力・資質は他の授業科目と同様、たった一度の授業で習得されるものではなく、小学校低学年時から家庭や地域・学校等における教育を繰り返し受けることで身に付くものである。そうした点を踏まえ、発達段階に応じたレベルアップと各学年での反復的継続に重点を置き、法的な能力・資質を育成するための理論的かつ体系的な「積み重ね」授業プロセスを提案する。

4.1 小学校における「積み重ね」授業プロセス

児童の発達段階に応じた法教育を小学校の各学年で継続的かつ反復的に行うための学習内容は表2の通りである。この表は、新学習指導要領で示された内容事項を法教育の学習内容に合わせて筆者が再構成し、さらに「積み重ね」授業プロセスに必要な内容事項を加筆したものである(表3も同様)。そこで以下では、この表にもとづいて、小学校における法教育の「積み重ね」授業プロセスについて説明を行う。

(表2) 小学校における法教育の「積み重ね」授業プロセス

	生活科・社会科	道徳	特別活動	総合学習
小1・2年生	<ul style="list-style-type: none"> ●交通安全・ルール ●ルール・マナーの意義 ●公共施設・公共物の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●よいことと悪いことの区別 ●約束やきまりを守る ●公共施設・公共物の利用 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団の一員としての自覚 ●学級や学校での生活上の諸問題の解決 	●日常生活の問題をルールやきまり、法にもとづいて解決する ◎外部講師や犯罪被害者、リソース・パーソンによる授業（交通事故、少年犯罪、消費者被害などの事例） ◎模擬裁判
小3・4年生	<ul style="list-style-type: none"> ●消費者の工夫 ●地域・産業の法やきまり ◎働くことの意義 	<ul style="list-style-type: none"> ●正しいことの判断 ●約束や社会のきまりを守る ●公德心をもつ ◎悪いこと・不正なことをした場合の責任と行動 	<ul style="list-style-type: none"> ●よりよい生活作りへの参画 ●公共の精神を養う 	
小5・6年生	<ul style="list-style-type: none"> ●情報のルール・マナー ●日本の民主政治、憲法についての理解 ●国民の司法参加（裁判員制度） ◎日本の歴史と法の発展 ◎経済活動・企業の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ●自由と責任 ●法やきまりを守って自他の権利を尊重し、義務や責任を果たす ●公正・公平、正義の実現 ●自らの役割・責任を自覚 ◎少年犯罪に関する学習 	<ul style="list-style-type: none"> ●責任感をもつ ◎学級や学年、学校のルールづくり 	

(注) ●は、学習指導要領で示された内容事項 ◎は、「積み重ね」授業プロセスのために筆者が加えた内容事項

(1) 小学校低学年から中学年

小学校低学年（第1学年及び第2学年）から中学年（第3学年及び第4学年）の段階では、各法律が要求する法的能力・資質の基礎となる規範意識やルールの意義に関する学習が中心に行われる。生活科では交通ルールや日常のマナー、教室や図書館などの公共施設・公共物の利用を通じて、身の周りにルールやマナーが存在することを意識させる。また、ルールやマナーをみんなが守っているから、一人ひとりが楽しく安全に生活できているということを理解させる。道徳では、この時期に、よいことと悪いことの区別ができるようにさせる必要がある。特に、低学年の児童では、よいこと／悪いことの判断が自己中心的である場合も多く、自分の考えや行動を振り返るといった習慣も十分には身に付いていない。他方、この学年の児童はルールへの服従意識が強く、悪いことと認識した場合には素直に反省できるため、この時期に善悪を判断する力を身に付けさせることが重要である（江口勇治・磯山恭子編 2008, 32頁）。

中学年の道徳では、さらに、善悪から「正しさ」へと判断のレベルを上げる必要がある。様々な価値観があるなかで、誰もが正しいと考えることのできるルールが存在することを理解し、正しいと判断したら勇気をもって実行に移すという態度を身に付ける必要がある。同時に、悪いこと・不正なことをした場合に、どのような行動をとるべきか、という視点

から児童に考えさせる機会を与える必要がある。特別活動や総合学習では、クラスの約束やきまりを守るなどの基礎的な規範遵守の姿勢を体験的に学ぶ段階から出発して、ルールづくりやルールによる問題解決へと発展させる。加えて、児童にとっての「社会」の範囲を徐々に拡大させ、集団の一員としての自覚や公共の精神、公德心の芽生えを促すために、外部講師との交流も開始すべきである。

また、小学校3年生からは社会科の授業も始まり、教科の学習も専門性を増す。社会科では、身近な地域についての学習のなかでも意識的にルールや法律などを扱う必要がある。具体的には、警察や消防、水道や廃棄物処理などの行政に関する学習、地域の伝統や文化を保存するための産業規制や景観規制なども、ルールや法の意義という観点から発展的に学習を進めることができる。さらに、生産や販売の学習では、工場などへの社会科見学を通じて、労働の意義や労働と法律との関わりについても触れる必要がある。

(2) 小学校高学年

小学校高学年でも継続して法的能力・資質の基礎を構成する規範意識やルールの意義についての学習を行うが、日常の身の周りのルールという段階から地域や国レベルのルールである法へと内容を発展させる。また高学年では、少年院収容年齢（12歳）に達することから、少年犯罪についての具体的な学習をとり入れる必要がある。

社会科では小学校5年生で、産業、情報、環境に関する授業が行われるが、ここでも、中学年に引き続いて、各領域におけるルールや法律について扱う。情報通信を安全に利用するために守るべきルールやマナー、環境を保護するためのルールや法律についてもとり上げる。また、様々な産業と環境問題との関係に言及し、企業の活動や責任などについても触れることができれば、中学校での学習をさらに深めることができる。6年生の社会科ではまず歴史の学習が行われるが、各時代の法制度について調べる学習は、わが国の法の歴史と発展を学び、6年生の後半で学習する政治領域へのスムーズな導入を促すと考えられる。政治に関する学習では、憲法の基本原理、基本的人権、国民の義務などから憲法の意義を学び、裁判員制度等を通じて国民の果たすべき役割についても考える必要がある。また、国際社会に関する学習でも、国際社会におけるルールや法律に着目させることで、世界市民の一員という自覚と責任感を芽生えさせることができる。

道徳でも同様に、社会集団のなかでの自らの役割と責任について考えさせる。高学年では、学級や学年から学校全体、さらに地域社会、国、国際社会へと視野を広げさせ、広い範囲でのルールやきまり、法を意識させる。特別活動では、高学年という立場から下級生への責任感を高め、校内環境を改善するリーダーとしての役割を果たすよう指導することが求められる。また総合学習では、児童の年齢を考慮して少年犯罪や消費者被害、さらに犯罪被害者の心情などについて外部講師や被害者等による授業を実施すべきである。また、これらをテーマとして簡易な模擬裁判を行うことも可能である。こうした授業は、児童が現実社会のルールや法を具体的かつ主体的に考え、当事者の立場から理解する貴重な機会であるとともに、授業を実施する教師の意欲や関心を刺激することにもなるはずである。

4.2 中学校における「積み重ね」授業プロセス

小学校における法教育の「積み重ね」プロセスを受けて、中学校の各学年で実施されるべき学習内容は表3に示した通りである。本節では、この表にもとづき、中学校における法教育の「積み重ね」授業プロセスについて説明を行う。

(表3) 中学校における法教育の「積み重ね」授業プロセス

	社会科	技術・家庭	道徳	特別活動	総合学習
中1年生	<地理> ●地域に関する情報の収集 ◎地域・産業のルールやきまり(交通、景観、ゴミ出しなど) ◎環境やエネルギーについての法制度・条約	●消費者の権利と責任 ●販売方法 ●物資・サービスの選択・購入・活用	●法やきまりの意義を理解し、遵守する ●自他の権利の尊重と義務	●集団の一員として問題を解決する態度 ●仕事や役割の分担・処理	◎少年審判 ◎刑事及び民事裁判の傍聴 ◎犯罪被害者
中2年生	<歴史> ◎各時代の政治制度や社会のルール・きまり・法 ◎各時代の取引(契約) ◎財産と財産権の概念の変遷	●中学生の身近な消費行動 ●環境への配慮 ◎クーリングオフ制度	●公正・公平、正義の実現 ●行動の責任をもつ	●社会の一員としての自覚と責任 ●公共の精神	◎労働についての学習 ◎裁判官や弁護士等による授業(公正・公平な判断の学習) ◎模擬裁判
中3年生	<公民> ●民主主義(多数決の原理) ●社会生活のルールと法の意義 ●対立と合意、効率と公正 ●契約に関する理解 ●賢い消費者と行政の対応 ●日本国憲法 ●公正な裁判と裁判員制度 ●国家間の主権の尊重	◎行政の責任と取組み ◎企業の責任と取組み ◎婚姻	●男女平等 ●集団での自己の役割と責任の自覚 ◎犯罪と道徳意識 ◎勤労の意義		

(注) ●は、学習指導要領で示された内容事項 ◎は、「積み重ね」授業のために筆者が加えた内容事項

(1) 社会科 (地理的分野及び歴史的分野)

社会科では1・2年生で地理的分野及び歴史的分野の学習が行われるため、この期間が法教育のブランクとなる危険性が高い。そのため、道徳、特別活動、総合学習の時間等を有効に活用するとともに、地理的分野及び歴史的分野にも法教育の視点を取り入れた学習内容を導入するなど、教師の創意工夫と配慮が必要となる。

社会科における地理的分野の学習では、各地域や産業におけるルールや法律をとり上げたり、身近な地域でのルールづくり(ごみ収集場所の決定やマンション居住者による生活

ルールの制定等)を学習の対象とすることができる。また、地域に関する情報収集の授業では、犯罪情報を学習内容とすることなども考えられる。他方、歴史的分野の学習では、各時代の社会におけるルール、法律、政治制度などを調べ、現在の民主政治と比較させるなどの学習内容も有効である。あるいは、契約の学習を見据えて、各時代の物流や取引の方法についての調べ学習や、貨幣の出現と契約形態の変化などを調べる学習も組み込むことができる。さらに、歴史上の非民主主義国家(例えば、絶対主義時代の国家)における人々の財産や財産権に関する考え方を学ぶことで、現在のわが国の憲法が保障する財産権や私有財産制度への理解、さらには自らの財産についての理解も深められる。

(2) 社会科(公民的分野)

3年次における公民的分野の学習では、憲法の意義に関する学習を中心におおむね学習指導要領で示された事項によって法教育の学習内容が網羅されている。このなかでも特に注目すべき視点は、「対立と合意、効率と公正」であろう。あらゆる社会的事象が「対立と合意」の渦中にあり、「効率と公正」のバランスをとることで存在しているという視点は、すべての社会的事象が法教育の対象となることを示すものである。例えば、契約については「効率」の観点から、契約自由の原則が尊重され、私的自治の原則が広く受け入れられているが、「効率」だけでは弱肉強食の社会に陥ってしまう恐れがあるため、国家が「公正」を守るための取り組みを行っている。それゆえ消費者教育については、消費者保護という観点からのみ考えるのではなく、「消費生活における公正とは何か」という問題設定を切り口に、企業の活動や行政の活動を考えることが可能となる。

(3) 技術・家庭(家庭分野)、道徳、特別活動、総合学習

消費者教育については、技術・家庭(家庭分野)での学習も重要である。家庭分野では消費者としての権利や責任を中心に学習するが、社会科公民的分野との連携を図ることで消費者保護に偏らない「賢い消費者教育」を行うことが可能となる。言うまでもなく、中学生もまた消費者の一員であり、未成年ではあっても、契約などの法律行為を日々行っている。それゆえ、この学習領域では、弁護士や司法書士など消費者問題に詳しい外部講師等の協力を得て、中学生の契約トラブルなど、より具体的・実践的な授業を行う必要がある。また、私たちは消費者であると同時に、生産者や販売者にもなりうる、という観点から、企業側の工夫や努力などの取り組み、企業の果たすべき社会的責任、行政の取り組みや果たすべき責任などについても扱う必要がある。消費者問題を様々な職業上の観点から考察する学習は、職業教育・キャリア教育という観点からも推奨されるべきものである。

道徳の授業では、これまでの規範意識や正義感覚の醸成を継続させるとともに、犯罪にかかわらないための道徳的な規範意識を高める具体的な学習を行う必要がある。また就労が可能となる年齢に達することから、勤労の意義についても学習を深めなければならない。特別活動では、学級、学年、学校の一員としての役割や責任を果たすとともに、その延長線上で、社会の一員としての自覚を育てなければならない。法の遵守、勤労の義務、政治への参加等を念頭においた活動を経験することで、社会を構成するメンバーとしての自覚

と責任、さらには公共の精神が養われることになる。総合学習では、ルールや法について主体的に考えるための学習機会が準備されるべきである。具体的には、裁判官や弁護士、検察官等の協力の下に模擬裁判や模擬少年審判を行い、公正・公平な判断についての理解を深めることが重要である。14歳以上の者には刑事責任能力が認められ、18歳以上の者には死刑が適用されるという現実を踏まえれば、家庭裁判所等の裁判所見学や実際の裁判の傍聴も中学生にとっては貴重な学習となる。

5. おわりに

本稿は、わが国における法教育の現状及び課題の分析にもとづき「積み重ね」型の授業プロセスを理論的に考案する試みであった。主な法令によって定められた年齢規定をもとに、法が求める能力・資質を明確化し、それらを身に付けさせるための授業プロセスを理論的かつ体系的に提案するというかたちで研究を進めたが、この研究の元々のねらいは、実際に授業を担当する教師に一貫した授業プロセスを示すことで、法教育への意欲や関心を高めてもらうことにあった。本稿では、「積み重ね」授業プロセスの理論的構成については一応の完成を見るに至ったが、教師の意欲や関心を高めることで法教育の普及・推進を図るという観点からは積み残された課題もある。とりわけ、法教育を実践するための具体的な授業構成、「積み重ね」の効果を高めるための各授業間の連携の在り方、習得された法的能力・資質の評価手法といった課題については、今後も追究を続けなければならない。

引用文献

1. 司法制度改革審議会 2001 「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」2001年 (<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/pdf/dex.html>)。
2. 法教育研究会 2004 「我が国における法教育の普及・発展を目指して—新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために」 2004年 (<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HOUKYO/houkoku02.pdf>)。
3. 文部科学省 1998 『小学校学習指導要領 (平成10年)』 1998年。
4. 文部科学省 2008a 『小学校学習指導要領 (平成20年)』 2008年。
5. 文部科学省 2008b 『中学校学習指導要領 (平成20年)』 2008年。
6. 文部科学省 2008c 『小学校学習指導要領解説 生活編 (平成20年)』 2008年。
7. 文部科学省 2008d 『小学校学習指導要領解説 特別活動編 (平成20年)』 2008年。
8. 文部科学省 2008e 『中学校学習指導要領解説 社会編 (平成20年)』 2008年。
9. 磯山恭子 2000 「アメリカの法教育におけるカリキュラム構成に関する研究—法の社会的機能の類型を手がかりとして」 『教育学研究集録』 24号, 2000年。
10. Robert L. Hanson 2001/2002 “The Case for Law-Related Education” in *Educational Leadership*, vol.59, no.4, Dec.2001/Jan.2002.
11. 江口勇治・磯山恭子編 2008 『小学校の法教育を創る — 法・ルール・きまりを学ぶ』 東洋館出版社, 2008年。